

人材紹介基本契約書

〇〇社(以下「甲」という)とメディカルパーク山口(許可番号: 04-ユ-300197(以下「乙」という))は、甲の人材の採用に関わるコンサルタント業務の委託に関し、下記のとおり、合意し、本契約を締結する。

(本業務の委託)

第1条 甲は乙に対し、甲が必要とする人材の探索、選考、紹介に関するコンサルタント業務(以下、「本業務」という)を委託し、乙はこれを受託する。本契約は、本業務の委託にかかる基本事項を定めるものである。

(人材紹介)

第2条 乙は、別途甲が依頼するところの職位、募集職種、職務要件等の求人情報に基づき、要件に該当する候補者を選抜し、適切と判断した候補者を甲に紹介する。

2. 乙は、候補者に対して甲の求人への応募意思を確認のうえ、甲に対して以下の各号に定める全ての情報を開示して当該候補者を甲に紹介する。

(1) 業務内容

(2) 採用条件(賃金、労働時間、その他職業安定法施行規則第4条の2第1項に定める事項)

3. 乙は、部門、職位、募集職種、職務要件、応募方法(社員紹介による場合を含む)のいかんを問わず、当該候補者が、紹介日から過去6ヶ月以内に甲の求人に応募したことがあるか否かを確認し、過去6ヶ月以内に応募の実績がある場合は、当該候補者の紹介にあたり予め甲にその旨通知しなければならない。乙の故意または過失により当該通知を怠った場合、乙は、コンサルタント料の支払いを受けることができない。

4. 前三項の定めにとわらず、候補者の紹介の日から過去6ヶ月以内に、乙以外の紹介者を通じて、甲に対して同一求人案件かつ同一候補者にかかる紹介がなされていた場合は、乙は、当該候補者の紹介についてコンサルタント料の支払いを受ける権利を有しない。

5. 甲は、前四項の定めに基づいて行われた候補者の紹介をもって、乙による当該候補者の正式な紹介と看做すものとする。

(善管注意義務)

第3条 乙は、本業務の履行にあたり、善良なる管理者の注意をもってこれを誠実に履行するものとする。

(対価および支払方法)

第4条 第2条に基づき乙による正式な紹介手続きを経た候補者につき、甲における採用が確定した場合(以下、当該被採用者を「被採用者」という)、甲は乙に対し、本業務の対価(以下、「コンサルタント料」という)として、甲が被採用者に支払う理論年収額(基本給と賞与の合計。但し、通勤費を含む全ての諸手当および一時金、業績連動賞与は年収に含まない)の30%相当額を支払う。なお、コンサルタント料には消費税額および地方消費税額等を加算する。

2. コンサルタント料は、甲および被採用者の記名(署名)、捺印により雇用契約が締結され、かつ、被採用者が甲に入社したことをもって発生する。

3. 乙は、前二項に基づきコンサルタント料の発生を確認した後、甲に対してコンサルタント料にかかる請求書を送付するものとし、甲は、請求書受領日の翌月末日までに、別途乙の指定する銀行口座に振込の方法により行うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

(コンサルタント料の返還)

第5条 前条に基づきコンサルタント料発生の契機となった被採用者が甲に入社した日から6ヶ月以内に自己都合退職、または本人の責めに帰すべき事由による解雇となった場合は、乙は、被採用者の退職日又は離職日から1ヶ月以内に、以下の各号に定めるところに従いコンサルタント料の全部又は一部(いずれも別途消費税及び地方消費税を加算する。以下同じ。)を甲の指定する銀行口座に現金振込の方法により甲に返還する。この場合、振込手数料は乙の負担とする。

- (1) 入社日後1ヶ月以内に退社:コンサルタント料の100%
- (2) 入社日後1ヶ月を超え3ヶ月以内に退社:コンサルタント料の50%
- (3) 入社日後3ヶ月を超え6ヶ月以内に退社:コンサルタント料の25%

2. 前項の定めは、甲の責に帰すべき事由による被採用者の退職または甲の都合による被採用者の解雇の場合は適用しない。

(有効期間)

第6条 本契約の有効期間は、2019年8月21日からとするが、以後継続する。

(損害賠償)

第7条 甲及び乙は、故意又は過失により本契約に関連又は起因して相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償する。但し、甲及び乙は、いかなる場合も相手方の被った特別損害又は間接損害について責任を負わない。

(法令遵守)

第8条 乙は、自らが適用を受ける全ての法令(米国海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act)及び英国賄賂防止法(Bribery Act)等の汚職防止に関する法律を含むが、これに限られない)、条例、規則、官公庁による通達、指導等を遵守する。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、本契約締結の事実及びその内容、並びに本契約に関連して相手方から開示を受け又は知り得た相手方の保有する一切の情報及び相手方またはその親会社(直接または間接に相手方の議決権の過半数を保有する会社をいう。)若しくは関連会社(相手方の親会社がその議決権の過半数を直接または間接に保有する会社をいう。)に関する一切の情報(本契約の締結前に行われた交渉の段階で相手方から開示された情報も含み、当該情報が文書、電子媒体又は口頭等いかなる媒体又は方法により得られたかを問わない。以下、「秘密情報

という。)を、厳に秘密として保持するものとし、相手方の書面による承諾なく第三者に開示してはならず、かつ本契約に基づく取引以外の目的に利用してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 相手方から開示を受ける以前に、自らが保有していたもの(ただし、相手方に対し秘密保持義務を負ったうえで保有する情報を除く。)又は公知となっていたもの。
- (2) 相手方から開示を受けた後、自らの責めによることなく公知となったもの。
- (3) 相手方から開示を受けた情報によることなく、自らが独自に創作又は開発したもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく、正当に入手したもの。

2. 甲及び乙は、当該秘密情報を知る必要のある自らの役員及び従業員のみに秘密情報を開示することができる。

3. 第1項にかかわらず、甲は、甲の親会社及び関連会社並びにその役員及び従業員に秘密情報を開示することができる。

4. 甲及び乙は、本契約に基づく取引に必要な限度を超えて、秘密情報の複写物を作成し、又は秘密情報の複製をすることはできない。
5. 甲及び乙は、相手方の求めがあったときは、秘密情報（複写物及び複製を含む。）を、相手方の指示に従い返還または適切な方法により廃棄若しくは消去する。なお、甲又は乙が、相手方の指示に従い秘密情報を廃棄若しくは消去したときは、相手方の求めに応じ、その旨を証する書面を相手方に交付する。
6. 本条に基づく義務は、本契約終了後も10年間存続するものとする。

（個人情報保護）

第10条 乙は、〇〇社及びその関連会社のベンダー及び取引先向けプライバシー & セキュリティ・スタンダード」を遵守し、これにしたがい本契約に関連して知り得た個人情報を取り扱う。

（権利義務の譲渡禁止）

第11条 甲および乙は、本契約に基づき発生する債権債務を、相手方による事前の書面による承諾なしに第三者に譲渡し、また引き受けさせてはならない。

（再委託の禁止）

第12条 乙は、甲の事前の書面による同意なき限り、本業務の全部または一部を第三者に再委託し又は下請けさせてはならない。

（反社会的勢力の排除）

- 第13条 乙は、甲に対し、乙が（乙が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者を含む。）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 乙は、甲に対し、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、以下の各号に定める事項に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 反社会的勢力から資本または資金を導入し、資本または資金上の関係の構築を行うこと
 - (2) 反社会的勢力に対して資金提供を行うこと
 - (3) 反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を乙の役員もしくは従業員として選任もしくは雇用すること
 - (4) 反社会的勢力が乙の経営に関与すること
 3. 乙は、甲が前二項の該当性の判断のために乙調査を要すると判断した場合、これに必要なと判断する資料を甲に提出する等、甲による調査に協力する。
 4. 甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本契約を解除することができるものとし、乙は甲からの請求によって、甲に対する一切の債務の期限を喪失し、直ちに債務を弁済する。
 5. 甲が、前項の規定により本契約を解除した場合、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。
 6. 本条第4項に基づく甲による解除権の行使は、甲より乙に対する損害賠償の請求を妨げない。

（保険契約の付保）

第14条 乙は、本契約に基づく乙の責任及び故意又は過失により乙が甲に損害を与えた場合の損害賠償責任を適切にカバーするため、ならびに法令に基づき必要とされる保険をカバーするために、自らの費用で本契約の有効期間中、有効な保険を付保するものとする。

ただし、万一、当該保険が現実には生じた甲の損害等をカバーするために十分でなかった又は付保されていなかったとしても、乙は当該損害等を本契約又は法令に基づき賠償する責任を逃れるものではない。

(協議条項)

第 15 条 本契約に定めなき事項または本契約に関する疑義については、甲乙誠意をもって協議し、解決を図る。

(準拠法)

第 16 条 本契約の準拠法は日本法とする。

(紛争解決)

第 17 条 本契約に関する紛争については、訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲:

乙: 宮城県仙台市宮城野区田子袋河原42-53
メディカルパーク山口
代表 山口 剛一